タブレットご利用の手引きの変更点と注意事項（令和６年４月）

川口市教育委員会

「タブレットご利用の手引き」の以下の点について、変更・追記を行いました。
学習用タブレットは、ルールを守って利用するようお願いいたします。

１　機種について

　これまで１機種のみで運用していましたが、機器の更新等により機種が変更になる場合があることから、機種名を削除しました。

２　保護者によるタブレットの利用について

　タブレットやIDは学習用として児童生徒に貸し出しているものです。保護者自身が、児童生徒のタブレット及びID・パスワードを利用して、パソコン作業、宿題の手伝いやオンライン会議へ参加すること等がないようご了承願います。

３　タブレット保護ケースについて

　落下等による機器の破損を防ぐため、令和６年３月から、タブレットに装着した状態で利用が可能な保護ケースを導入しました。タブレットを利用する場合は、必ず保護ケースを装着した状態で利用してください。

４　わざと破損した場合や、紛失した場合について

　通常の教育活動内における破損については、使用者に原状回復費用を負担いただくことはありません。しかし、タブレットや充電器などの付属品をわざと壊した場合や、適切な管理を怠って壊した場合、また紛失した場合など、使用者に原状回復の費用をご負担いただきます。

※タブレットの故障・破損は、まずは学校にご相談ください。

（例）・学習中に、机からタブレットを落として、画面が割れてしまった

・急にタブレットの電源が入らなくなった（機械故障）など

　　**⇒使用者の費用負担は発生しません。**

・イライラしてタブレットを壁に叩きつけて画面を割ってしまった

・家にタブレットを持ち帰ったら、タブレットを失くした　など

　　**⇒原状復旧にかかる費用負担が発生します**。